

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 慰労金・支援金について

県では、新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中、強い使命感を持って業務に従事された医療従事者、職員等の皆さまに対して慰労金を給付し、また、感染拡大を防ぐための取り組み等を行う医療機関等や介護・障害福祉サービス事業所、施設等に対して支援金を交付しています。

本事業の申請受付は令和3年2月28日をもって全て終了しますので、申請漏れがないよう周知の御協力をお願いします。また、申請を行った医療機関、事業所等は、事業完了後、速やかに実績報告書の提出（最終提出期限：令和3年3月31日）が必要ですので、併せて周知に御協力をお願いします。

1 慰労金

- 給付額：5万円～最大20万円
- 対象期間：令和2年3月2日から令和2年6月30日まで
- 対象者：介護・障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員等
※対象期間中に通算で10日以上勤務された方
(医療分野の申請受付は令和2年10月末で終了しましたが、未申請の方は2月26日まで相談を受け付けます。)
- 受付期限：令和3年2月28日 ※郵送の場合は2月26日必着 (厳守)

2 支援金

- 交付額：実費額（上限あり）
- 対象期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 対象機関：病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所
介護サービス事業所・施設、障害福祉サービス事業所・施設等
- 受付期間：令和3年2月28日 ※郵送の場合は2月26日必着 (厳守)

3 実績報告

- 提出者：病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所
介護サービス事業所・施設、障害福祉サービス事業所・施設等
- 提出期限：事業完了後速やかに（最終提出期限：令和3年3月31日）(厳守)
- その他：期限までに実績報告書の提出がない場合は、慰労金・支援金を全額返金していただきますのでご注意ください。

4 提出先

- 慰労金・支援金申請書：愛媛県国民健康保険団体連合会または
愛媛県新型コロナウイルス感染症対策慰労金・支援金事務センター
(条件により異なるため、詳しくはお問い合わせください。)
- 実績報告書：愛媛県新型コロナウイルス感染症対策慰労金・支援金事務センター

5 お問い合わせ先（コールセンター）

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策慰労金・支援金コールセンター
電話番号：089-909-3843 平日9時～17時（土日祝日除く）
県ホームページ [愛媛県慰労金・支援金](#)で検索